

議事録（概要）

会議名	平成30年度第4回芦屋町地域福祉計画推進委員会					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	平成30年12月27日（木） 15:00～16:50					
委員の出欠	委員長	村山 浩一郎	出	委員	野崎 昭吾	出
	副委員長	廣田 芳佳	出	委員	橋野 藤夫	出
	委員	安部 知彦	出	委員	永田 妹江	出
	委員	中西 伸吾	出	委員	篠原 美紀	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	吉崎 強志	出
	委員	辻本 一夫	出	委員	三桝 妙子	欠
	委員	松岡 泉	出	委員	塩田 裕子	出
	委員	片山 和夫	出			
件名・議事	議事 1 第2次芦屋町地域福祉計画（素案）について 2 芦屋町のちを支える計画（素案）について					
合意事項 決定事項	1 第2次芦屋町地域福祉計画（素案）について ・第5章「施策の展開」 本文等の記載について、若干の文言の修正を行うこととした。 ・第6章「計画の推進に向けて」（1 協働による計画の推進） 立場ごとに期待される役割の整理について、商工業者等の項目を追加することとした。 2 芦屋町のちを支える計画（素案）について ・計画名称に合わせ、計画本文等も表現を修正することとした。 1・2 共通 ・今回会議で出された意見も踏まえ、委員長と事務局で修正作業を行ったうえ、年明け1月中に、町長へ計画素案の答申を行うことを了承された。					

平成30年度第4回芦屋町地域福祉計画推進委員会 議事録

○日時

平成30年12月27日(木)15:00～16:50

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- 1 第2次芦屋町地域福祉計画(素案)について
- 2 芦屋町のちを支える計画(素案)について

議事1 第2次芦屋町地域福祉計画(素案)について

●事務局から【資料1】第2次芦屋町地域福祉計画(素案)1章～3章に基づき説明。

●審議

- ・質疑応答なし

●事務局から【資料1】第2次芦屋町地域福祉計画4章～6章(素案)に基づき説明。

●審議

⇒第4章「課題解決のための考え方」についての審議

(委員)

- ・基本理念「認めあい、支えあい、つながる笑顔のまちづくり」の、「認めあい」という言葉は、国も推進している地域共生社会を意識しているのか。であれば、地域共生社会についての説明を加えたほうが良いのではないか。次の基本目標のところ、唐突に地域共生社会というワードが出てきた印象がある。

(事務局)

- ・基本理念については、国が地域共生社会という言葉を使い始める前、平成26年に策定した現行計画から変更していないので、結果としてそうなったということはあるが、特に地域共生社会を意識しているわけではない。なお、地域共生社会についての説明は第1章で行っており、また、基本理念そのものが地域共生社会の考え方を示しているのではないかと思うので、ここで重ねての用語説明は控えたいと考える。

⇒第5章「施策の展開」についての審議

(委員)

- ・基本目標1「1－(1) 情報提供の充実」の具体的取り組み項目『地域包括支援センター（中略）等、福祉サービスに関する情報提供や相談に応じる窓口の周知を図ります』について、窓口の認知度が若干低いように感じている。拡充を検討できないか。住民が立ち寄りやすい身近な場所に窓口を設置する等の環境づくりが大切ではないか。
- ・基本目標1「2－(2) 適切な福祉サービスの提供」の現状・課題に『地域活動団体が（中略）望む支援として、福祉分野等の専門職や自治区等を含む関係者間のネットワーク構築（以下略）』とあるが、対応する具体的取り組みを教えてください。
- ・基本目標2「3－(4) 暮らしやすい環境の整備」の具体的取り組み項目『住民の生活交通手段確保のため、タウンバスや巡回バスの運行を行います』という文言が弱いような気がする。バスの充実など、もっと前向きな表現、一歩踏み込んだ表現が望ましい。

(事務局)

- ・住民の方が困った時、先にあげた相談窓口以外では、まず身近な福祉サービス事業者などに相談される方が多いと思うが、そういった事業者や専門職、及び民生委員等に対しては町の福祉サービスの情報を提供している。また、住民から相談があった場合に行政に繋いでいただく体制づくりをすすめているところである。なお、窓口に来るのが難しい方については、次の「1－(2) 相談支援体制の整備、充実」に記載のとおり、訪問なども行っている。
- ・自治区等を含む関係者間のネットワーク構築について、現状で自治区まで含めて連携が取れている事業は、主に民生委員と社会福祉協議会で行っている愛の福祉ネットワーク等に限定されている。今後、区長を始め各自治区の役員などと協議検討を重ねていく必要がある。今回の計画における具体的取り組み項目については、基本的に実行することを前提としており、検討を行うといった項目は除いているので、こういった形になっていることをご理解いただきたい。
- ・費用面などからタウンバスの便数を維持していくことも難しい中で、それでも現状を何とか維持して行くという含みを持たせた文言ではあった。ただ、委員のご指摘のとおり、単に運行すると書くのではなく、タウンバスや巡回バスの維持、確保を図っていきたいといったような文言の修正をさせていただきたい。

(委員)

- ・どこに記載されているかわからなかったが、現在提供されているサービスだけで対応できない問題やニーズも出てくると思う。それらをどのように解決するか検討するための仕組みが欲しいと思った。

(事務局)

- ・高齢者分野について例を挙げると、高齢者福祉計画で取り上げている「生活支援体制整備事業」の中では、住民、商工会、あらゆる方に関わっていただく協議体の中で、必要なサービスの創出の検討などを行うことになっている。不足するサービスの充足などについては、各分野の個別計画の中で進めさせていただきたい。

⇒第6章「計画の推進に向けて」についての審議

(委員)

- ・それぞれの立場における期待される役割を説明した項目のところで、(1)の商工業を営む団体とは、商工会のことを指すのか。であれば、地域社会の構成員の一員であることの自覚という表現は言いすぎでは。福祉に関心を持ってもらいたいという表現に留めるのであればよくわかる。

(委員長)

- ・(1)が「住民・事業者等の役割」、(3)が「福祉や介護のサービス事業者の役割」と、事業者という言葉が繰り返し入っているので、整理した方がいいように感じた。
- ・(3)について、私たちの言葉の理解では、介護という言葉は福祉や医療まで含めた介護保険制度と理解できる。単に福祉というと、高齢者・障がい者・児童などの福祉の法律に基づく制度のことと捉える。介護とつけると高齢者部分が際立つようにも思うし、福祉で統一しても悪くはないと思う。ここも検討願いたい。

(委員)

- ・住民と商工業者の役割を分けて書くべきではないか。

(事務局)

- ・(1)について、商工会を意識したものではなかった。地域の中に店舗や事務所を構える事業者と考えていただければと思う。別にした方がという意見についてだが、事業者も地域の中で事業を行っているという意識が大切であるとの思いから、このような表記とした。
- ・(1)の事業者については、地域で商工業を営む業者、(3)については、福祉サービスの提供主体である業者という位置付けで考えていたが、分かりやすいよう表記の変更を行う。
- ・(3)の表記については、「福祉サービス事業者」と改める。
- ・分かりやすい形にするため、住民と商工業者に期待される役割については、それぞれ項目を分けて記載する。

議事2 芦屋町のちを支える計画（素案）について

●事務局から【資料2】芦屋町のちを支える計画（素案）に基づき説明。

●審議

（委員）

- ・施策の推進の中で、子育ての孤立化を防ぐための赤ちゃん訪問や、若年者への自殺予防に関する啓発を行うと記載されているが、中高年の男性、年配の方に対してはどのようなフォローをするのか。

（事務局）

- ・我々が一番大切だと思うのは、年齢関係なく相談できる場所があることを知っていただくこと。高齢者の方に対しては、介護認定を受けていない方全員に生活アンケートを行い、鬱のリスクがある方には保健師が訪問して悩みを聞いたり、地域で繋がれる場所を提案させて頂いたりなどの活動を行っている。現役世代の方はなかなか周囲に言い出しにくい部分もあると思うため、相談できる場所や制度などの情報を届けることが一番大切だと思っている。

（委員）

- ・計画の名称はすごくいいと思う。ただ、計画の章題などの中身の表現が硬いのが残念。「自殺対策の取り組み」という章題も、柔らかい文言に変えた方がいいように思う。

（事務局）

- ・硬い印象を与えすぎないように、本文等の表現も柔らかくなるよう検討・修正する。

（委員）

- ・精神科外来での受診などに対し、医療費に対し公的補助※などがあると聞いている。そういった方が、窓口に来られた時にアプローチができるチャンスにもなると思う。
※自立支援医療（精神通院医療）制度＝精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院・投薬・訪問看護などについて、必要な医療費の一部を公的に支援する制度。

（事務局）

- ・実際に、我々の窓口に来られる方は多数いるので、そういった方に必要な情報を届けていく。

(委員長)

- ・いくつか修正をお願いしたい意見もあったが、いずれもある程度事務局で修正できる範囲かなと思った。出た意見については修正してもらい、私の方で確認をさせて頂き、答申という形にしたいが、ご了承いただけるか。

(異議なし)

●その他

(事務局)

- ・今後のスケジュールについてだが、必要な修正を行い、年明けに町長へ計画素案を答申していただく。その後、庁内会議にて計画素案を確認し、2月頃実施予定のパブリックコメントを経て、3月末までに計画の策定と製本に至る流れになるかと思う。また、計画策定後は、関係機関への計画書の送付、及び町ホームページへの掲載や計画概要版の全戸配布などにより、町民の皆様への周知を行う予定としている。

(委員長)

それでは、以上で本日の会議を閉会としたい。

以上